

3. 出願手続に必要な書類

以下に示す(1)(2)(3)すべてを所定の期間内に学生センター教務課へ提出すること。

- (1) 「追試験願」 学生センター教務課にて受領の上、受験できなかった理由を詳細に記入し捺印のこと。
- (2) 「各種証明書」 試験当日に受験できなかった事情を証明するもの

例：①病気の場合…試験当日の状況を確認できる医師の診断書

②交通機関遅延の場合…遅延証明書（ただし、鉄道に限る）

③葬儀等の場合…会葬礼状または埋葬許可証等

④就職試験等を理由とする場合…日程の変更が認められない「就職のための試験等」により拘束された日時が明記された会社等の印がある書面（添付できない場合には、拘束されていた事実を確認できる文書）

⑤その他特別に認めた場合…学生センター教務課に相談のこと

- (3) 「追試験受験料納付書」 中央教育研究棟 1F エスカレーター横、または学生センター教務課前の証明書自動発行機で発行を受けること。

①受験料は、1科目につき 1,000 円である。

②以下の場合については、受験料を徴収しないこととする（追試験受験料納付書不要）。

・交通機関遅延の場合（ただし、鉄道に限る）

4. 注意事項

- (1) 追試験は、必ず評価の対象となり棄権は認められない。
- (2) 研究科委員会において不許可とされた科目がある場合には受験料を返還する。この場合は、学生センター教務課から本人宛てに通知する。
- (3) 追試験の場合は不利な点が多いので、試験期間には健康に充分留意すること。

10. 成績について

1. 成績の評価は、100 点満点の点数をもって表示し、50 点以上を合格、49 点以下を不合格とする。ただし、研究科により、優、良、可、不可をもって表示することがある。各授業科目の成績評価の方法・基準については、シラバスを参照すること。
2. 本学で発行する成績証明書には、「優」、「良」、「可」の評価をもって行い、その評価換算基準は次のとおりとする。なお、入学前又は留学先大学等で修得した科目の単位を本学の単位として認定したものは、「認」の表記とする。

優	100 点～ 80 点
良	79 点～ 60 点
可	59 点～ 50 点
不可	49 点～ 0 点（記載しない）
3. その年度に履修した授業科目の成績表は年度末の 3 月下旬に交付する。修了者については、修了式当日に交付する。なお、当年度第 1 学期終了科目の成績を含むすべての科目の成績については 10 月中旬、前年度までのすべての科目の成績については 4 月上旬に大学ポータルサイト（G-Port）上で確認することができる（当年度第 1 学期終了科目の成績を記載した成績証明書は 10 月中旬、前年度までのすべての科目を記載した成績証明書は 4 月上旬に発行する）。
4. 成績表は、新年度の履修計画を立てる上での資料となるだけでなく、証明書の代用として役立つ場合も

あるので、大切に保管すること。なお、成績表の再交付は行わない。

5. 所定の期間において、成績調査願を提出することで、単位修得に関する調査を依頼することができる。成績調査願の受付は、10月および3月で、提出先は学生センター教務課とする。詳細は掲示にて確認すること。

11. 留学について

学則第19条が規定する留学に対しては、一定の条件を備えた場合に限り、外国の大学での修得単位を本学の単位に認定する。

留学の諸手続にあたっては次の内規によらねばならない。

大学院学生の留学に関する内規

第1条 本大学の大学院学生が学則第19条により、外国の大学に留学する場合には、この内規に定めるところによる。

第2条 この内規にいう留学とは、研究科委員会において、その願い出が承認され、学長の許可を受けた場合をいう。

第3条 留学の期間は、原則として1年間を限度とする。ただし、特別の事情があるときには、更に1年以内の延長を認めることがある。

2 留学期間は、在学年数に算入する。

第4条 留学の許可を受けた者が、外国の大学において修得した単位のうち、研究科委員会が適当と認めた単位を10単位を限度として、本大学において修得したものとして認定することができる。

2 修得単位の認定に関する基準は、別にこれを定める。

第5条 留学を希望する者は、留学先大学の適否および履修科目等の適否について、研究科委員長および指導教授の指導を受けなければならない。

第6条 留学を希望する者は、留学先大学の入学許可証を添えて留学願を提出し、許可を得なければならない。

2 渡航前に留学手続が完了しない場合には、一旦休学願を提出して渡航し、留学先大学の履修要覧を本大学に送付し、留学先大学として適当であるとの認定を受けてから、入学許可証を添えて留学願を提出し、許可を得なければならない。

この場合、遡って休学の期間あるいは、その一部を取り消すことができる。

第7条 留学の許可を受けた者については、留学期間中の本大学における授業料その他納付金を減免する。

第8条 留学した年度の第1学期及び留学を終えて帰国した年度の第2学期において修得した授業科目の単位は、それぞれの年度に修得したものとする。

第9条 留学した年度の第1学期に履修していた通年の授業科目については、留学前に継続履修願を提出し、留学を終えて帰国した年度の第2学期にその授業科目を継続して履修することが認められた場合、通年で履修したものみなす。

第10条 第4条の規定に基づき単位の認定を願出する者は、留学した大学の成績証明書及び履修要覧を添えて、留学に伴う単位認定願を提出するものとする。

第11条 留学先大学で修得した単位の認定は、研究科委員会が行う。

第12条 留学を終えて帰国した年度の第2学期に履修する授業科目の履修届は、9月末までに提出するものとする。

第13条 留学及び単位の認定に関する事務は、学生センター教務課が行う。